

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

広島北特別支援学校において、屋内運動場の空調設備整備工事を行い、教育環境の向上を図る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

呉南特別支援学校の教室不足を解消するため、自校敷地内に増築する。
黒瀬特別支援学校の教室不足を解消するため、黒瀬高等学校の余裕教室等を活用し、必要な整備を実施する。併せて、同高等学校敷地内に新設する。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

広島県立総合体育館において、大アリーナのLED照明機器改修工事を行い、脱炭素社会の実現を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		0 校
中学校		3 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		18 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		4 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		97 校
教員及び職員のための住宅		367 戸
学校給食施設	単独校調理場	16 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	20 箇所
	学校武道場	78 箇所
	社会体育施設	8 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※(高等学校及び特別支援学校)	有	平成30年3月
個別施設計画※(県立体育館)	有	令和4年2月
国土強靱化地域計画※:(高等学校及び特別支援学校)	有	平成28年3月
国土強靱化地域計画※:(県立体育館)	有	令和3年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ・毎年度実施する、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、学校設備の実施状況・成果等を評価し、県のホームページ等で公表する(高等学校及び特別支援学校)。
- ・毎年度実施する、指定管理者制度導入施設の管理運営状況において、施設の利用状況や管理運営状況等を評価し、県のホームページ等で公表する(県立体育館)。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]